

- 02 安芸高田市は 企業誘致に力を入れています!
- 04 市長コラム
- 05 目次
- 06 行政情報
- 08 人事行政の運営などの状況
- 09 リレーコラム 女性消防団員 下清田 友美さん
- 10 健康いいカラダ
- 11 国保だより
- 12 申告相談・確定申告のお知らせ
- 14 申告相談日程
- 16 げんきな親子
- 18 としょもつと
- 20 HOTな話題
- 22 上水道・下水道の今、そしてこれから
- 23 歴史紀行
- 24 平成31年 安芸高田市出初式
- 26 消防
- 27 警察 国民年金のあれこれ
- 28 トピックス／募集
- 29 およろこび・おくやみ
- 30 2月の相談
- 31 安芸高田のアイドル



「調印式に訪れた、株式会社あしたのチーム CHO 田尾 豊様」

本庁・支所連絡先

- 安芸高田市 ☎ お太助フォン 42-2111 (代)
- 八千代支所 ☎ お太助フォン 52-2111
- 美土里支所 ☎ お太助フォン 54-0311
- 高宮支所 ☎ お太助フォン 57-0311
- 甲田支所 ☎ お太助フォン 45-4111
- 向原支所 ☎ お太助フォン 46-3111

市役所開庁時間 8:30～17:15 (土曜・日曜日、祝日、年末年始は閉庁)

安芸高田市ホームページ <http://www.akitakata.jp>



2月のイベント情報

今月開催の市内イベント情報をお知らせします

1/30水 障害を知り、共に生きる
2/7木 あいサポートアート展

所 クリスタルアージュ1階市民ギャラリー (吉田町吉田)
所 社会福祉課 障害者福祉係
☎ お太助フォン42-5615

障害のある方の芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにし、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催。期間中は市内障害者福祉施設利用者の作品展示も行われます。



2/2土 毛利三兄弟のふるさと講演会

所 八千代文化施設フォルテ (八千代町佐々井)
開 13時30分開会 (13時開場) 無料
所 生涯学習課 文化財係
☎ お太助フォン42-0054

毛利元就・隆元、吉川元春、小早川隆景にゆかりのある安芸高田市、北広島町、三原市の連携団体「毛利三兄弟のふるさと連携協議会」主催の講演会。今年度は、協議会顧問を務める秋山伸隆氏による講演が行われます。

■第1部 プレゼンテーション「毛利三兄弟の城跡」

秋本 哲治 (安芸高田市教育委員会)

■第2部 講演「三子教訓状と毛利三兄弟の『絆』」

講師：秋山 伸隆氏 (県立広島大学名誉教授 宮島学センター特任教授)

平成30年度
毛利三兄弟のふるさと講演会
～三子教訓状と毛利三兄弟の「絆」～

日時 平成31年2月2日(土) 13:30開会 (13:00開場)
会場 八千代文化施設フォルテ
2階文化ホール (安芸高田市八千代町佐々井1391)

第一部 プレゼンテーション
「毛利三兄弟の城跡」 秋本 哲治

第二部 講演会
三子教訓状と毛利三兄弟の「絆」
講師 県立広島大学 名誉教授 宮島学センター特任教授 秋山 伸隆 先生

2/10日 安芸高田市民フォーラム

所 向原生涯学習センターみらい (向原町坂)
開 13時開会 (12時30分開場)
所 地方創生推進課 まちづくり支援係
☎ お太助フォン42-2124

年代・世代を超えた地域活動や交流を通し、地域総活躍でまちづくり活動等を活性化できるよう、「若者と興す我がまち安芸高田」をテーマにパネルディスカッション(公開討論方式)による意見交換などが行われます。



2/13水 安芸高田市
3/4月 児童・生徒自画像展

所 八千代の丘美術館 (八千代町勝田)
所 八千代の丘美術館
☎ お太助フォン52-3050

子どもたちが芸術に親しみ、自分自身を見つめる機会にしておらおうと開催している「児童・生徒自画像展」。市内の小学校児童(3年・5年)、中学校生徒から募集し選ばれた入賞・入選作品35点を展示します。



平成29年度 第15回大賞作品



マイナンバーカードの有効活用

政府は、2016年12月に「官民データ活用推進法」を公布・施行、2017年5月には「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、世界最先端IT国家を目指し、政策を推進することが国家戦略として重要であると位置づけました。超スマート社会を目指す中、日本が海外より遅れを取っているのが、データの標準化、国と自治体の情報連携と言われています。その遅れを取り戻すには、マイナンバー制度を導入し、市民のデータを一元管理・分析して、地域別に必要とされているサービスの提供、市民目線での行政手続きの見直し、市民への積極的な情報提供が必要であるとされています。そこで、マイナンバーカード(以下、「カード」)を身分証明書としてだけでなく、幅広く活用していただきたいと思っています。

① 本人確認の際の身分証明
② コンビニで対応する各種証明書(住民票・印鑑証明・税証明等)の取得
③ 各種行政手続きのオンライン化
④ 図書館等公共施設の使用

⑤ 出勤簿・退出簿の管理
が身近な活用として考えられます。今後考えられる活用方法として、例えば、「母子健康情報サービス」では、子どもの成長・体重・予防接種履歴等の発育情報(発育過程情報)を把握することにより、的確な母子健康管理ができるようになります。また、「市民の健康管理情報サービス」では、治療歴・血圧・体重・身長等を経年的に把握することにより、高度な健康管理ができるようになります。

いまだに、カードを作ると個人情報情報が漏れるといった誤解も多々あるなど、IC・マイナンバーに対しての抵抗感があります。これを払しょくするには、あらゆる機会を通じて、市民の皆様がカードの意義や利便性を丁寧に説明することが大切だと思います。カードの普及には、市職員に対しての啓発も必要であり、今ある業務に対して、カードが活用できるか、特定の部署だけで考えるのではなく、職員一人ひとりが、どの様に、業務に活用するか考えることが重要だと思います。

本市における、カード交付率は約13%(国全体の交付率約12%)であり、国全



体の交付率を僅かに上回っている程度であります。今後のカードの効率的な活用を展開するためには、市民の皆様がカードによる生活変化やカードの重要性を実感していただくことが大切であります。今後においては、直接市民の皆様が接する機会が多い、市役所(支所を含む)の窓口は無論のこと、郵便局・JA広島北部・銀行・スーパー等に職員が直接出向いて、カードの必要性・意義を説明し、加入を促進したいと思っています。カードが普及することにより、先に述べたコンビニ交付サービスやマイナポータルによるワンストップサービスの利用者の拡大が見込め、特に窓口業務を効率化できるだけでなく、市民の皆様にとっても、利便性の向上が期待されます。